



MATSUE

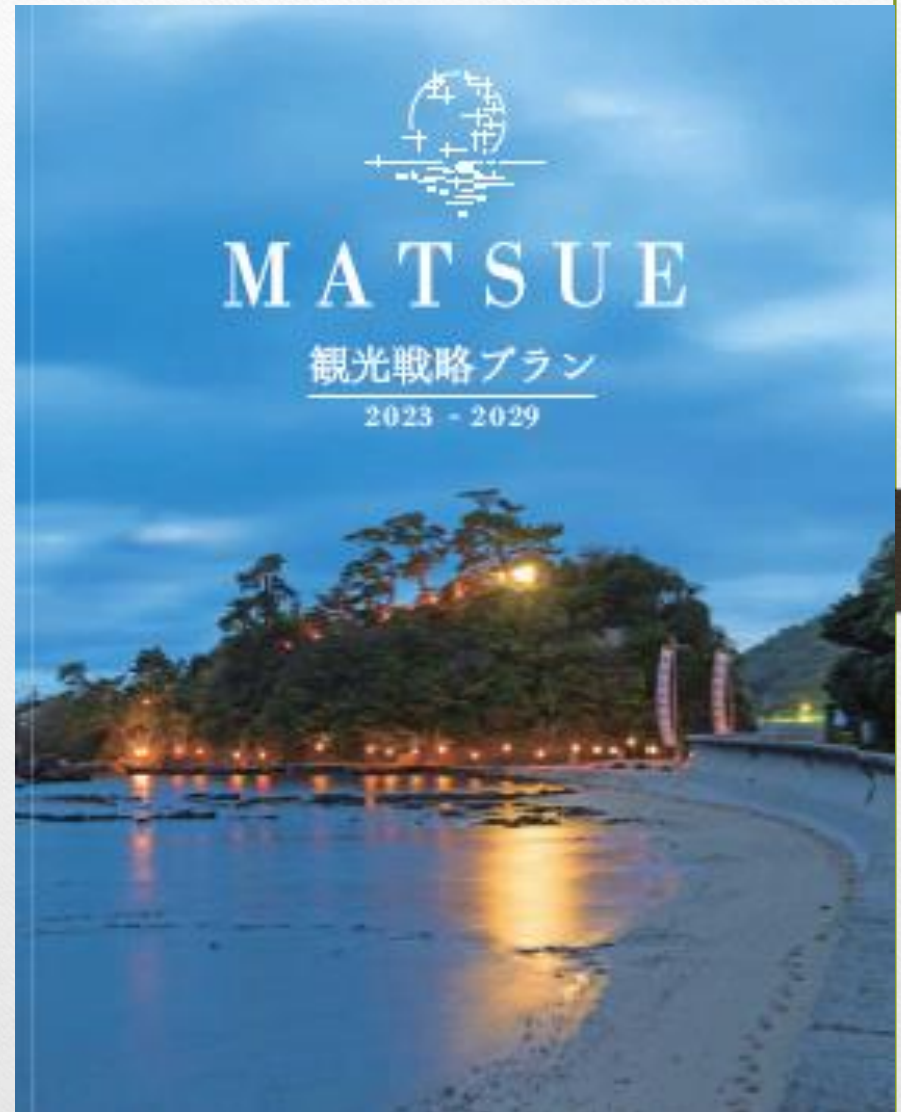
観光戦略プラン

2023 - 2029

# 「MATSUE観光戦略 プラン2023-2029」 の推進

～持続可能な観光地づくりに  
向けて～

観光振興課  
税務管理課



# MATSUE観光戦略プラン推進のための取組み

## ① MATSUE観光戦略プランの推進

検討主体

MATSUE観光戦略プラン推進委員会

Action

- 観光戦略プランのアクションプランを策定し計画的に事業を推進する。
- 「MATSUE観光戦略プラン推進委員会」を組織し、観光戦略プランの進捗状況について評価・検証を行う。

観光戦略プランを推進するうえで土台となる事業

Key Project

## ② 松江観光協会の体制強化

検討主体

松江観光協会

Action

- 松江観光協会の体制強化を図るための組織戦略を策定する。
- 観光地域づくり法人(候補DMO)の登録申請を行う。

Key Project

## ③ 宿泊税導入の検討

検討主体

新たな観光財源検討委員会

Action

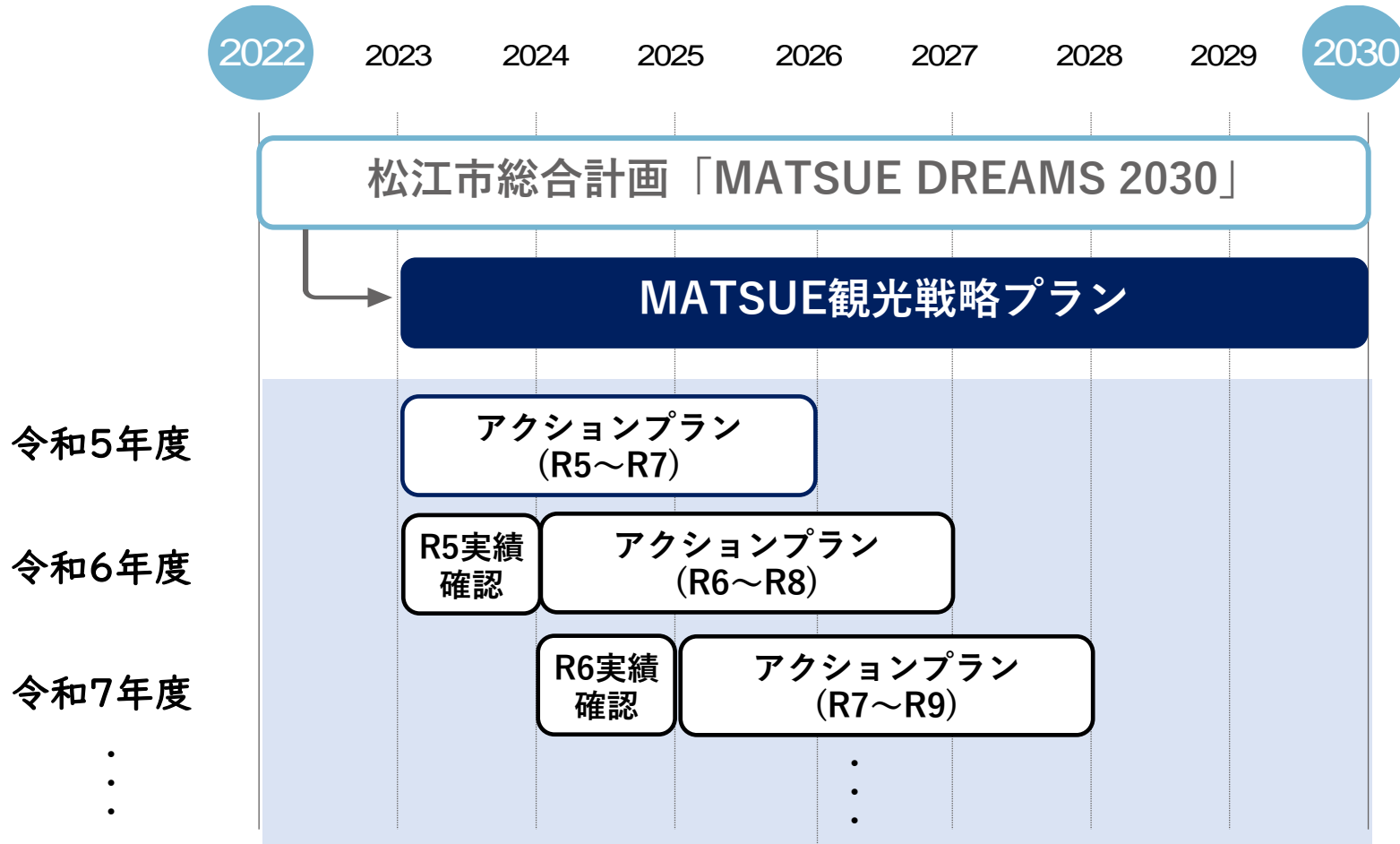
- 「新たな観光財源検討委員会」を組織し、観光振興を図るための財源として、宿泊税導入の検討を行う。



MATSUE

観光戦略プラン  
2023 - 2029

# ① MATSUE観光戦略プランの推進・進捗管理



**MATSUE観光戦略プラン推進委員会** において、前年度の進捗管理・実績確認と、当該年度を含む3年間の計画（アクションプラン）にかかる評価・検証を行う。



## ② 松江観光協会の体制強化

### ● (一社) 松江観光協会の組織戦略策定

- 観光協会が果たすべき役割の明確化
- 観光協会が行う事業の整理
- 観光協会の組織体制づくり

### ● 観光地域づくり法人(DMO※)への登録

「観光のまちづくり」の主体となることを目的として、令和5年度内に「候補DMO」としての登録申請を目指す

※DMO：Destination Management/ Marketing Organization

観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人



### ③ 新たな観光財源検討委員会条例の制定

## ● 新たな観光財源の検討主体となる委員会設置条例の制定について、令和5年6月市議会に提案(予定)

【以下、条文案抜粋・一部要約】

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松江市の**新たな観光財源を検討**するため、**松江市新たな観光財源検討委員会**(以下「委員会」という。)を**設置**する。

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興を図るための**新たな財源として宿泊税の検討**を行うこと。
- (2) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

第3条 委員会は委員15人以内で組織し、学識経験、観光業、経済団体等から市長が委嘱する。